

北区区政会議における運営状況の公表

区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（以下「条例」という。）第 11 条第 2 項の規定及び同項に基づく市規則第 5 条第 1 項各号の規定に基づき、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの期間（以下「対象期間」という。）に係る北区区政会議の運営状況を次のとおり公表します。

第 1 号関係

対象期間において委員であった者の氏名及び委員であった期間

氏名	選定事由等	対象期間における委員の期間
西野 仁	公募	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
笠井 あゆみ	公募	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 5 月 22 日まで
勝 千晶	北区青少年指導員連絡協議会 推薦	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
島村 恭平	公募	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
二口 勇	本庄地域活動協議会 推薦	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
木下 真弓	公募	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
吉沢 克規	北区社会福祉協議会 推薦	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
高垣 ユキ子	北区民生委員児童委員協議会 推薦	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
渡島 清美	北区地域女性団体協議会 推薦	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
栗原 豊美	公募	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
井筒 由裕	北区体育厚生協会 推薦	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
奥 一朗	北天満地域活動協議会	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
吉川 郁夫	済美地域活動協議会	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

第 2 号、第 3 号関係

区政会議の開催の日時、場所及び委員に意見を求めた事項

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
(第 46 回) 令和 6 年 11 月 25 日 (月曜日) 午後 3 時 00 分から 午後 4 時 49 分まで	北区役所 402・403 号室	・区の区域内の基礎自治に関する施策等 のうちの主要なもの及びその予算に関する事項について	条例第 5 条第 2 項
(第 47 回) 令和 7 年 2 月 26 日 (水曜日) 午後 3 時 01 分から 午後 4 時 51 分まで	北区役所 402・403 号室	・区の区域内の基礎自治に関する施策等 のうちの主要なもの及びその予算に関する事項について	条例第 5 条第 2 項
(第 48 回) 令和 7 年 6 月 27 日 (金曜日)	北区役所 402・403 号室	・区の区域内の基礎自治に関する施策等 のうちの主要なものの実績及び成	条例第 5 条第 3 項

午後 3 時 00 分から 午後 4 時 27 分まで		果の評価その他区政運営の総合的な 評価に関する事項について	
--------------------------------	--	----------------------------------	--

第 4 号関係

条例第 9 条第 1 項に基づき区長が講じた措置の内容

開催日	委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
(第 46 回) 令和 6 年 11 月 25 日 (月曜日)	菅北地域は繁華街として知られ、ポイ捨て等が多く街が綺麗ではない。また、酔っ払いが多く、治安は良いとは言えない。飲食店の増加に伴い、軽犯罪も多くなっている。パトロールなどを実施してもらいたい。	地域・警察・区役所で今後の取組について下記のとおり話し合いを行った。 ・通常午後を実施している青色防犯パトロール車での見守り活動コースに天満駅界限を追加して活動する。 ・地域での見回り時には警察官の同行巡回（最寄り交番）を依頼する。 ・校区である小・中学校、警察、区役所での情報共有を進める。	条例第 9 条第 1 項
(第 47 回) 令和 7 年 2 月 26 日 (水曜日)	子育て支援について、地域の繋がりを強化するきっかけとして、防災の重要性を学ぶ機会が活用されているが、特に第 1 子子育て中の方々が引っ越してきたばかりの時に相談先を見つけにくい状況がある。そこに対する支援についても重要と考える。	北区に転入された子育て中の方や、子の出生後に区役所で手続きをされた方に対し、相談先や子育てサロン等を掲載した子育てマップ・子育て支援室のチラシを児童手当の手続き時に区役所窓口でお渡しし、相談先・支援先の情報を周知することで、地域とのつながりを築くきっかけづくりを支援した。	条例第 9 条第 1 項

第 5 号関係

条例第 10 条第 1 項の決議がされた場合にあっては、当該決議があった日及び当該決議の内容並びに当該決議に関し区長が講じた措置の内容若しくは進捗状況又は当該決議に関し措置を講じないこととした理由

該当なし。

第 6 号関係

条例第 12 条第 1 項の規定による定めに基づき、区長が区政会議の部会を開催した場合にあっては、部会の名称、開催の日時及び場所、出席した委員の氏名並

びに当該部会において委員に意見を求めた事項
該当なし。